

# 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について

令和3年3月2日  
県立図書館・障がい福祉課

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年6月28日に公布・施行され、国において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が令和2年7月14日に策定された。

本県においても、国の計画を勘案し、鳥取県における視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する計画を策定することとした。

本計画は、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会を開催して、当事者や関係団体から意見を聴取するとともに、パブリックコメントを実施し、令和2年度中の策定を目指す。

## 1 県計画の概要（案）

＜計画の期間＞ 令和3年度から令和7年度まで

### ＜基本的な方針＞

- 1 視覚障がい者等が利用しやすい（以下「アクセシブルな」という。）電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
  - ・アクセシブルな電子書籍等（音声読み上げ対応の電子書籍、デジタイズ図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、点字図書館等により製作される電子書籍等の普及を図る。
  - ・視覚障がい者等のニーズを踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。
- 2 アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
  - ・県立図書館、市町村立図書館、ライトハウス点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実し「量的拡充」を図る。
  - ・アクセシブルな書籍等を県内の視覚障がい者等に届けるため、県内の図書館ネットワークを活用するなどし、製作されたアクセシブルな書籍等の共有を図る。
  - ・音訳の技術向上等、製作従事者への研修等を行い、アクセシブルな書籍等の「質の向上」を図る。
- 3 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮
  - ・読書環境整備の推進に当たり、視覚障がい者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

### ＜施策の方向性＞

- ・視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等（アクセシブルな書籍等の充実、円滑な利用のための支援の充実）
- ・インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
- ・特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援
- ・端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術（ICT）の習得支援
- ・製作人材・図書館サービス人材の育成等

### ＜具体的な指標＞

- ・アクセシブルな書籍等の所蔵数及び貸出数、点訳音訳奉仕員の数 等

## 2 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の概要

### (1) 委員会の概要

県の計画策定の参考とするため、当事者や関係団体等の意見を聴取することを目的として開催。

（委員構成）図書館関係団体、障がい当事者団体、特別支援学校、音訳・点訳実施団体、行政機関 等

### (2) 協議会での主な意見

- 第1回（令和2年12月1日（火）開催）
  - ・アクセシブルな書籍等（点字図書、デジタイズ図書 等）を製作する人材の育成が必要。
  - ・計画が必要な人に伝わるよう、周知を進めて欲しい。
- 第2回（令和3年1月14日（木）開催）
  - ・製作人材の確保をボランティアのみに頼ることなく進めてほしい。
  - ・具体的な周知方法を計画に盛り込んでほしい。
- 第3回（令和3年3月3日（水）開催予定）
  - ・パブリックコメントに対する対応案の確認

## 3 パブリックコメントの実施

1月22日～2月12日 主な意見は別紙のとおり